

# 鳥取県立岩美高等学校 部活動に係る方針

平成 31 年 4 月

令和 2 年 4 月一部改訂

令和 2 年 5 月一部改訂

令和 4 年 5 月一部改訂

## 1 活動目標

- (1) 校訓「誠実・協働・果敢」の実現に向けて、部活動を教育活動の一環として実施する。
- (2) 部活動を通して、生徒の自主性や共同性、責任感、連帯感など人間として調和のとれた育成をめざし、生徒の「生きる力」の育成に努める。
- (3) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守し、生徒一人ひとりが人間性豊かに成長していくことをめざす。
- (4) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (5) 生徒の発達段階を考慮し、家庭や地域社会との連携を図りながら、メリハリをつけて活動していく。
- (6) 顧問は、感染防止対策を十分に行うとともに事故防止を徹底する。

## 2 活動について

- (1) 休養日：週休日のどちらか1日を休養日とする。
- (2) 活動時間：上限を平日3時間、週休日4時間とする。
- (3) 参加する大会：原則として、県高体連・高野連・高文連主催、共催の大会とする。  
その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
- (4) その他
  - ・原則として、試験の1週間前（土日含む）の部活動を控える。
  - ・必ず年間の活動計画並びに月ごとの活動計画を作成し管理職の了解を得て活動し、実績報告を作成し管理職へ提出する。
  - ・週末に試合等で活動した場合は、原則として部活動休養日を他の曜日に振り替える。
  - ・複数顧問で協力しあいながら指導にあたり、時間外業務の軽減に努め、生徒のみならず顧問の心身の健康に留意する。

## 3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
  - ・部活動顧問、部活動指導員、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
  - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、保護者の理解が得られるよう努め、活動する。
  - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 感染症・熱中症等による事故防止について
  - ・「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」、「部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」「大会（定期演奏会等の発表会を含む）への参加及び大会実施におけるガイドライン」「熱中症予防運動指針」等を参考に、気温、湿度、生徒の体調等に気を配り、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。